

飯島町告示第 8 2 号

飯島町地域公共交通協議会運営要綱を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 9 日

飯島町長 唐 澤 隆

飯島町地域公共交通協議会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、町民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生法」という。）第 5 条に規定する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成及び推進するため活性化再生法第 6 条第 1 項の規定により設置する飯島町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本町の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
- (3) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (7) 協議会の運営方法、その他協議会が必要と認めること。

(協議会の構成員)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者又は団体等を代表する者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 飯島町
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は利用者
- (4) 国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 道路管理者
- (7) 長野県駒ヶ根警察署長又はその指名する者
- (8) 学識経験を有する者その他協議会が運営上必要と認める者

(9) その他町長が必要と認める者

2 協議会に、専門的知識を有するアドバイザー等を置くことができる。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、町長とし、協議会を代表する。

3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議において報告する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委員となった年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 委員の欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会議及び運営等)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させることができる。

4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、会議の内容が軽微な場合、又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面審議により議事を決することができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

6 協議会が決定した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 前6項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(運賃協議会)

第7条 協議会は、道路運送法第9条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議するために運賃協議会を置くことができる。

2 運賃協議会の委員は、道路運送法第9条第4項に基づき、次に掲げる者とする。

(1) 飯島町

(2) 当該運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局長

(4) 住民又は利用者

(5) その他町長が必要と認める者

3 運賃協議会の協議をするときは、道路運送法第9条第5項に基づき、あらかじめ公聴会の開催その他住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 第6条の規定は、運賃協議会の運営について準用する。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、飯島町負担金、国庫補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

2 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第11条 第3条に規定する委員及びアドバイザー等が会議に出席したとき並びに第6条第3項の規定により会議に出席させた者のうち会長が必要と認めた者は、報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会の解散)

第12条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第13条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、飯島町企画政策課内に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は、会長が命じた者を充てる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(飯島町生活交通確保対策協議会設置要綱及び飯島町地域公共交通会議設置要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 飯島町生活交通確保対策協議会設置要綱（平成19年2月26日告示第7号）

(2) 飯島町地域公共交通会議設置要綱（平成19年2月26日告示第8号）